行政文書の開示に係る通知書

第 年 月 日

様

千葉県知事

印

年 月 日付けの に関する情報が記録されている行政文書の開示請求 第 1 第 3 項 の規定により通知します。

行政文書の件名	
開示される に関する情報の内容	
開示決定に係る年月日 等	年月日付け第号
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当課(所)	電話番号() -
備考	

教示

- 1 この通知に係る開示決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
 2 この通知に係る開示決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。